

福岡県地域公共交通運転手参入促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県地域公共交通運転手参入促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、事業者が行う運転手の参入促進に向けた働きやすい職場環境の整備や多様な人材確保のための取組を支援することにより、極めて深刻な運転手不足の状況を改善し、県民の通勤、通学、買い物、通院など、日常生活の移動手段として必要不可欠な地域公共交通の維持・確保を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は以下に掲げる事業者が福岡県内に所在する事業所にて行う事業に対し補助を行うものとする。

- (1) バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者。ただし、1人1車制個人タクシー事業を営業者を除く。

2 この補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は次の各号に掲げる事業とする。

なお、交付対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付決定日の属する年度の2月28日までとする。

- (1) 職場環境整備支援事業
- (2) 外国人雇用支援事業

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる事業

対象経費	補助率	補助限度額	補助金の額
・ 運転手の参入促進に向けた働きやすい職場環境に係る施設設備の改修又は整備に要する経費 ・ 職場環境の情報発信に要する経費 ただし、光熱水費や月額使用料、通信料等の継続して発生する経費は対象外とする。	2分の1	1事業所 50万円	実支出額（消費税を除く。）に補助率を乗じたもの（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。

- (1) 前条第2項第2号に掲げる事業

対象経費	補助率	補助限度額	補助金の額
・ 外国人を採用するにあたり発生した就業及び生活環境の改善のための取組に係る経費 ただし、賃金及び光熱水費や月額使用料、通信料等の継続して発生する経費は対象外とする。	2分の1	1事業所 30万円	実支出額（消費税を除く。）に補助率を乗じたもの（千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用が増加した財産でかつ、価格が単価50万円以上であって、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に定める期間を経過していないものについては、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (8) 前条第2項第1号に掲げる職場環境整備支援の交付を受けようとする場合は、補助金の額の確定の日の属する年度の翌年度末までに、女性、若者（採用時の年齢が満50歳未満の者）、外国人のいずれかを運転手として採用すること。
- (9) 前条第2項第2号に掲げる外国人雇用支援の交付を受けようとする場合は、第15条に掲げる実績報告までに外国人を雇用していること。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業を実施しようとする事業所ごとに、様式第1号による申請書に必要書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定通知）

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、様式第2号による交付決定を交通事業者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 この補助金の交付決定後の事情により補助事業の内容を変更しようとする場合（事業に要する経費の減額の場合を除く。）は、様式第3号による変更交付申請書に必要書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定通知）

第9条 知事は、前条の規定により提出された申請書を審査の上、これを適正と認めるときは、補助金の変更交付の決定を行い、様式第4号による変更交付決定を交通事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第10条 交通事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、様式第5号による事業の中止を速やかに知事に届け出なければならない。

（状況報告）

第11条 交通事業者は、補助事業の遂行、支出状況及び運転手の採用状況等について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

（概算払）

第12条 知事は、補助事業の執行上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項により補助金の概算払を請求しようとするときは、様式第6号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第13条 知事は、交通事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付決定を取消又は変更することができる。この場合、既に交付した補助金がある場合はその全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき
- (2) 知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないとき
- (3) 補助事業の実施について虚偽その他不正の行為があったとき
- (4) 規則及びこの要綱に基づく知事の指示に違反したとき
- (5) 第2条の目的に反しているとき知事が認めたとき

（証拠書類の検査等）

第14条 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて交通事業者に報告を求め、補助事業に係る証拠書類その他必要な物件を検査し、又は必要な指示ができるものとする。

（実績報告）

第15条 交通事業者は、補助事業が完了した日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定通知を受領した日）から起算して1月を経過した日又は交付決定の属する年度の3月10日までのいずれか早い日までに様式第7号による実績報告書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、実績報告書に基づき、第4条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

（暴力団排除）

第17条 知事は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第6条に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 知事は、交通事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

3 知事は、交通事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 知事は、暴力団の排除に関して、警察への照会を行うため、交通事業者（法人の場合は役員）の氏名、生年月日、性別の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。